

寛平の遣唐使派遣計画の実像

渡邊 誠

はじめに

寛平六（八九四）年の遣唐使派遣計画は、日本律令国家の遣外使節の終焉として、また、いわゆる「国風文化」の起点として、古くから人口に膾炙し、数多くの研究者が論及してきた。史料に記されたその経過の概要は、次の通りである（ひとまず、史実と異なるものも含め、そのまま掲げる）。

1. 寛平六年七月二十二日 在唐僧中瓊に遣唐使派遣決定を伝える
（後掲史料①）
2. 寛平六年八月二十一日 遣唐使任命
『日本紀略』『扶桑略記』¹⁾
3. 寛平六年九月十四日 大使菅原道真が遣使の再審議を建議
（後掲史料②）
4. 寛平六年九月三十日 遣唐使停止
『日本紀略』

関係記事は極めて短期間のうちに集中しており、さらにこのうち、特に3・4に注目が集まり、派遣停止に至る過程・原因が様々に議論されてきたのである。しかし一方で、前回の承和元（八三四）年任命の遣唐

使から六十年もの間隔が空いていながら、なぜこの時に遣唐使の派遣が企画されたのか、という問題については、なおざりにされる傾向が強い。本稿は、先学の研究成果に学びながらも、特に計画の目的に留意して、寛平の遣唐使派遣計画の実像について考察し、いささか私見を提示しようとするものである。

一 『菅家文章』所収文書の解釈

寛平の遣唐使派遣計画は、『菅家文章』に収める菅原道真の手になる二通の文書、遣唐使派遣の決定を伝える在唐僧中瓊宛て太政官牒（後掲史料①）および遣唐使派遣の可否の再検討を求める菅原道真奏状（後掲史料②）の分析を中心に考察され、その解釈について逐語的に詳細な議論が行われている。その正確な解釈なくして、この問題の解明もありえないことは、言うまでもない。しかし、本稿の趣旨は、この両文書の解釈を通じて真相を導き出すことよりもむしろ、その他の史料によつて新たな論点を追加することで、この時の派遣計画の実像に迫ろうとするとところに主眼がある。そこで、ここでは両文書の込み入った検討はなるべく避け、結論的な解釈案を示すこととしたい。

これまで数ある先行研究のなかで、この両文書を最も正確に解釈しているのは、管見では増村宏氏の説であり²⁾、ほとんど異論を差し挟む必

要を感じない。増村氏は、他説批判に重きを置く論述の形式上、まとまった形で逐語的な解釈案を示してはいないので、ここでは増村説と共通点の多い石井正敏氏の解釈案^①も参考にしながら、読み下し文と現代語訳の私案を提示し、両説の相違する箇所についてのみ、増村説を採用する理由を述べる。

両文書を本稿のように解釈すべき理由、および増村・石井両説とその他の論者との解釈の相違については、両氏がそれぞれ詳細に先行研究を取り上げながら解説しているので、そちらを参照していただきたい。私見は、両氏の議論を支持し、それを踏襲するものである。

1 史料釈文

【史料①】『菅家文章』卷十一・六三三

奉 勅為太政官報在唐僧中瓊牒

太政官牒在唐僧中瓊 報上表状

牒、奉 勅、省中瓊表悉之、久阻兵乱、今稍安和、一書教行、先憂後喜、腦源茶等、准状領受、誠之為深、溟海如浅、来状云、温州刺史朱褒、特發人信、遠投東国、波浪眇焉、雖感宿懷、稽之旧典、奈容納何、不敢固疑、中瓊消息、事理所至、欲罷不能、如聞、商人說大唐事之次、多云、賊寇以来十有余年、朱褒独全所部、天子特愛忠勤、事之髣髴也、雖得由緒於風聞、苟為人君者、孰不傾耳以悅之、儀制有限、言申志屈、迎送之中、披陳旨趣、又頃年頻災、資具難備、而朝議已定、欲發使者、弁整之間、或延年月、大官有問、得意叙之者、准 勅牒送、宜知此意、沙金一百五十小兩、以賜中瓊、旅庵衣鉢、適支分鉢、故牒、

寛平六年七月廿二日

左大史云々

（読み下し）

勅を奉はり太政官をして在唐僧中瓊に報ずるの牒
太政官、在唐僧中瓊に牒す。上表に報ずるの状

牒す。勅を奉はるに、中瓊の表を省て、悉す。「久しく兵乱に阻まるるも、今はやや安和なり」と。一書教行、先づ憂へ後に喜ぶ。腦源茶等、状に准じて領受す。誠の深きたる、溟海も浅きが如し。来状に云はく、「温州刺史朱褒、特に人信を發し、遠く東国に投ぜんとす」と。波浪眇焉たり。宿懷に感ずと雖も、これを旧典に稽ふるに、容納をいかんせん。敢へて固く疑ふにあらず。(A)中瓊の消息、事理の至る所にして、罷げんと欲するも能はず。聞くならく、商人大唐の事を説くの次で、多く云はく、「賊寇以来十有余年、朱褒独り所部を全ふす。天子特に忠勤を愛づ」と。事、髣髴たるなり。由緒を風聞に得ると雖も、苟しくも人君たる者、孰れか耳を傾け以てこれを悦ばざらんや。儀制限りあり、言申べて志屈す。迎送の中、旨趣を披陳せん。又頃年頻りに災ひありて、資具備え難し。而るに朝議已に定まり、使者を發せんと欲す。弁整の間、或は年月を延べん。大官問ふあらば、意を得てこれを叙べよ、てへり。勅に准じて牒送す。宜しくこの意を知るべし。沙金一百五十小兩、以て中瓊に賜ふ。旅庵衣鉢、適支分鉢せよ。故らに牒す。

寛平六年七月廿二日

左大史云々

（現代語訳）

中瓊の上表文を見て、詳しい事情を知った。(唐においては)久しく兵乱が続いていたが、今はやや安定しているという。教行に渡つて認められた書面のうち、(兵乱を伝える)最初の部分では(渦中にある中瓊の身の安全を)憂慮したが、後半では(兵乱が落ち着いて中瓊も無事ということ)喜んでゐる。腦源茶などの贈り物も受領

した。その（中瓊の朝廷に対する）誠意の深さは、溟海すら浅く感じるほどである。あなたが寄越した上表文によれば、「温州刺史の朱褒が特に使者を遠く日本まで派遣（して唐室のために日本の朝貢を要請）しようとしている」という。（温州と日本とは）遠く遙かに大海原で隔たつていて、（それでも使者を派遣して日本と唐室との間に仲介しようという朱褒の）その思いには感じ入るものがある。しかし、（人臣に境外の交わりなし」という）伝統的な規範に照らして考えると、（地方官の身でありながら使者を派遣しようという朱褒の意志は）受け入れ難いものがある。とはいえ、決して（朱褒の思いを）疑うわけではない。（a）中瓊の書状によれば、（唐室への忠誠を果たそうという朱褒の意志は）道理に叶つていて、（朱褒の使者派遣を）断ろうにも断り切れない。聞くところでは、唐商人たちが唐の情勢について述べるなかで、多くの者が「黄巢の乱以来十数年間、（混乱が続く唐のなかで）朱褒ただ一人が職務を全うしており、皇帝から特にその忠勤を褒められている」という。よく状況を思い浮かべることができる。風聞だからといっても、いやしくも君主たる者ならば、（忠臣ありという情報に）耳を傾け、それを喜ぶのは当然である。とはいえ、（君臣秩序という）規範の制約があり、（朱褒の思いに応えて使者を正式に受け入れたいと思つても）思い通りにはできない。（もし朱褒の使者が来日したならば、その使者に）応対するなかで、この趣旨を説明しよう。また、この頃は（日本国内で）災害が続き、何かと物資が欠乏している有様である。しかし、朝廷の意志はすでに決定して、（朱褒の要求通り）遣唐使を派遣しようと考えている。（物資欠乏の折柄）準備には年月を要するかもしれない。大官（朱褒）から（遣唐使派遣について）尋ねられたら、以上のことを十分に理解して説明するように。この通り（宇多天皇の）勅旨を（太政官から）伝える。よくその趣旨を承りなさい。砂金一五〇

小阿を中瓊に賜うので、適宜、留学の費用に充てるように。

【史料②】『菅家文章』巻九一六〇一

請令諸公卿議定遣唐使進止狀

右臣某、謹案在唐僧中瓊去年三月附商客王訥等所到之録記、大唐彫弊、載之具矣、更告不朝之間、終停入唐之人、中瓊雖区々之旅僧、為聖朝尽其誠、代馬越鳥、豈非習性、臣等伏檢旧記、度々使等、或有渡海不堪命者、或有遭賊遂亡身者、唯未見至唐有難阻飢寒之悲、如中瓊所申報、未然之事、推而可知、臣等伏願、以中瓊録記之狀、遍下公卿・博士、詳被定其可否、国之大事、不独為身、且陳欵誠、伏請 処分、謹言、

寛平六年九月十四日 奈俊參議勘解由長官兼四位下兼守左大弁

（読み下し）

諸公卿をして遣唐使の進止を議定せしめんことを請ふの狀

右、臣某、謹んで、在唐僧中瓊、(B)去年三月に商客王訥等に附し、到る所の録記を案ずるに、大唐の彫弊、これを載すること具さ。更に不朝の間あるを告げ、終には入唐の人を停めよと。中瓊、区々の旅僧なりと雖も、聖朝のためにその誠を尽くす。代馬・越鳥、あに習性にあらざらんや。臣等、伏して旧記を検するに、度々の使等、或は海を渡りて命に堪へざる者あり。或は賊に遭ひて遂に身を亡ぼす者あり。唯だ未だ唐に至りて難阻・飢寒の悲しみあるを見ず。中瓊申報する所の如くんば、未然の事、推して知るべし。臣等伏して願はくは、中瓊録記の狀を以て、遍く公卿・博士に下し、詳らかにその可否を定められんことを。国之大事にして、独り身のためにあらず。且く欵誠を陳べ、伏して処分を請ふ。謹んで言す。

寛平六年九月十四日 大使參議勘解由長官兼四位下兼守左大弁

（現代語訳）

行式部権大輔春宮亮菅原朝臣某

私、菅原道真が、(b)去年（寛平五年）三月に在唐僧中璫が（書いて）商人王訥らに託し、（日本に）もたらされた報告書（史料①の中璫の上表文に同じ）を読んでもみますと、唐の（争乱による）政治・社会の混乱した様子が詳しく記されており、さらには（温州刺史朱褒から）日本の朝貢が途絶えていることについて尋ねられたことを述べたうえで、（中璫の所見として）日本人（遣唐使など）が唐に渡航することは（危険性が高いため）止めたほうがよいと言い及んでいます。中璫は一介の留学僧にすぎませんが、日本のために（情報を伝え意見を述べるなど）誠意を尽くしています。（遠く離れていても故郷を思う気持ち）代国の馬、越国の鳥の習性と変わりません。私どもが古い記録を調べてみますと、度々の遣唐使は、ある者は海を渡る途中で命を落とし、ある者は賊に遭遇して殺害されるなどしています。しかしながら、唐本土に到着してから険しい行程に苦しんだり、飢えや寒さに悩まされたりという記録は見あたりません。ところが中璫が申し送ってきた情報によれば、（今回は）これまでにはなかったような（唐国内で艱難辛苦を強いられ安全が確保されない）事態も、想定しなければなりません。そこで、中璫の報告書（上表文）を広く公卿や博士に開示して、詳しくその（遣唐使派遣の）可否について議定していただきたく、我々は（宇多天皇に）願いたてまつるところです。これは国家にとつての重大問題であり、自分たちのことだけを考へてのことではありません。少しばかり衷心を述べて、ご検討をお願い申し上げます。

2 「事理所至欲罷不能」の解釈

増村・石井両説の主要な相違点は、史料①②それぞれ一箇所ずつ、傍

線(A)(a)、(B)で示した箇所である。

まず、史料①—(A)(a)について、石井氏は「中璫の消息、『事理の至る所、罷めんと欲すれども能はず』と」と読み下し、「中璫の消息では、朱褒の道理に基づく決意は固く、（日本への使者派遣を—引用者）中止する気持ちはないようだ」（註三論文一—一六頁）、「中璫の消息によれば、朱褒の行動は信念に基づくもので、日本への使者派遣は罷めようと思っても罷められない状況にあるようだ」（註三論文一〇八頁）と訳している。一方、増村氏はこの箇所について、「朱褒の『問い』や使節計画について、中璫は詳細に報告したのであり、それは委曲をつくしたもので、むげに退けることができない」（註二a論文一—一頁）という意味で捉えている。

石井氏は、文脈上、この箇所の前後は全て朱褒に関する話題を述べているため、この「罷」の行動の対象となるのは朱褒の「人信」（使者派遣）以外にはないと指摘する。この点は増村説と変わらず、筆者も同感であり、「罷」の対象を日本の遣唐使派遣と理解する他説には、従うことができない。そして石井氏は、「事理」とは、唐皇帝の臣下として、その権威につながる日本の遣使朝貢を求める姿勢、忠誠心に基づく行動を意味するとし、たうで、「欲罷不能」までを中璫消息の報告内容とみて、「罷」の主語を朱褒にとり、その対象に「発三人信」という行動を置いて、「皇帝に忠誠を尽くすべき臣下として止むに止まれぬ行動」と理解するのである。

しかし、朱褒が「発三人信」という行動を「罷めんと欲す」と少しでも考えることがあるだろうか。朱褒の使者派遣という行動に対して躊躇の念を抱くのはむしろ日本であろう。そこで本稿では、「中璫消息」が指すのは「事理所至」までと解釈しつつ、石井氏の「事理」の理解を取り入れたうえで、石井説と同様に「罷」の対象を朱褒の「人信」と捉えながらも、その主語を朱褒ではなく日本の朝廷と捉え、「やめる」ではなく「しりぞける」の意味で解釈する増村氏の説を支持したい。

とはいえ、「事理所至、欲レ罷不レ能」の箇所は、石井説と増村説のどちらを採っても、遣唐使派遣計画を理解するうえで、さほど問題にはならないであろう。

3 中瓊録記の到来日

遣唐使派遣問題の全体像の把握に大きな影響を与えるのは、史料②—(B)の解釈の相違である。

それは、「在唐僧中瓊去年三月附_二商客王訥等_一所_レ到之録記」の日付「去年三月」が指し示す時点を何時とみるかの違いであり、石井氏をはじめ多くの論者は、中瓊の録記が日本に届いたときと考えている。これに対して増村氏は、この日付は中瓊が録記を記した日付とするのである。

この日付を録記作成日と理解する論者は、増村氏の他にも少なからずいる。特に山尾幸久氏はそれを詳しく解説して、「一般には去年三月を『附』をとびこえて『到』にかけて読んでいるが、そのような不自然な読みは疑問であつて、直後の『附_二商客王訥等_一』にかかるであろう。文章上は附託されたのが去年三月だが、事実上は文書に書かれていた日付であろう。かかる文書を特定する際はやはりそれが書かれた年月で称するのが自然である」と述べており、首肯すべき見解である。

増村氏が、録記作成日に当たるとして、この日付の理解に特に注意を喚起したのは、録記を日本に伝えた海商王訥の来日を別の日に具体的に想定することによる。それは、次の史料に基づいている。

【史料③】『扶桑略記』寛平六（八九四）年五月条

唐客含_レ詔入朝、

増村氏は、ここにみえる「唐客」を海商王訥、「詔」を、温州刺史朱褒が唐室との仲介役の立場に立って日本に対して遣使朝貢を要請する意志

とみて、中瓊の録記が日本にもたらされた時期をこの寛平六年五月とみるのである。

この説に対しては、いち早く鈴木靖民氏が批判を加え、渤海使を「唐客」「唐使」と呼ぶ事例があることから、史料③は同年に來航が確認できる渤海使に関する記事であると論じて大方の支持を得、その後、今日に至るまで増村説が支持されることはなかった。

同年に渤海使の來航があり、「唐客」に渤海使を指す用例のあることは、増村氏も当初から認識するところであつた。この年の渤海使の來航を記す史料は次のものである。

【史料④】『日本紀略』

(イ)寛平六年五月条

是月、渤海使裴頌等入朝、

(ロ)寛平六年十二月廿九日条 渤海国客徒百五人到_レ著於伯耆国、

増村氏は、同じ『日本紀略』に渤海使の來航が二件重複して記されていることから、史料④—(イ)に何らかの錯誤があると想定して、これを排除する。それに対して鈴木氏は、同年の渤海使がまず五月に伯耆国とは異なるところに到着したのち、十二月に伯耆国に移つたとする。

増村氏は、この鈴木氏の想定に反駁するなかで、新妻利久氏が渤海使入朝期日を弘仁十（八一九）年以前と以後とに区別し、前期は六月十月の夏期入朝、後期は十一月〜一月の冬期入朝としたことを紹介して、寛平六年における渤海使の五月入朝を否定しつつ、外国使節が來航した時点で迎接のために派遣される存問使も『日本紀略』では翌年正月に任命記事があることから、來日時期は十二月（史料④—(ロ)）こそが正しいと指摘した。

従来、新妻説に依拠して五月入朝を否定した指摘がほとんど顧慮されていないようだが、渤海使の來日時期が新妻氏の言うように変化するの

は理由あつてのことで、弘仁十三年正月を最後に渤海使を元日朝賀の儀に参列させることがなくなり、以後は四月〜五月に入京させて饗宴を賜うように、賓礼の行われる時期が変化する。そのため、元日朝賀に間に合わせる必要がなくなった渤海使は、四月〜五月の入京に照準をあわせたスケジュールで本国を出発するようになるのである。したがって、一年も先の賓礼のために前年五月から日本に滞在するなどということは、およそ考えられない。この時期の渤海使の来日時期は、新妻氏が指摘する通り、他は例外なく十一月〜一月で、この時もそれに合致する史料④―(ロ)があり、『日本紀略』によれば、その渤海使が入京して賓礼を受けたのは、翌寛平七年五月であつた。存問使任命と史料④―(ロ)との対応関係も増村氏の指摘の通りで、寛平六年五月に渤海使が来日した可能性は皆無である。間違いなく、史料④―(イ)には、何らかの錯誤があるとみなければならない。

その錯誤とは何か。鈴木説とは別に、史料③および史料④―(イ)を寛平七年五月の誤りとみて、渤海使の入京・朝拜を指すと理解する山尾幸久氏の説がある。この時の渤海使が寛平七年五月に入京して宮中や京の鴻臚館で饗宴を賜つたことについては『日本紀略』に具体的な記事があるから、山尾説では、同じ『日本紀略』の史料④―(イ)は、年次の誤りに加えて記事の重複もきたしていることになる。実は、『扶桑略記』にも寛平七年五月十五日条に「ナナシ止 唐使入朝」(止)は衍字、この「唐使」は渤海使^(ロ)とあり、史料③とは別に渤海使上京(十五日)は『日本紀略』によれば京の鴻臚館での饗宴に相当)を示す記事が存在する。山尾説のように、史料③と史料④―(イ)がともに渤海使を指し、寛平七年の錯誤であるとすると、『扶桑略記』と『日本紀略』とが両者ともに間違つた年次に記事を掲げ、さらに同一内容の記事を重複記載する誤りを共通して犯していることになるが、異なる編纂史料が二重のミスと同様に重ねているというのは、さすがにやや不自然ではないだろうか。

『日本紀略』と『扶桑略記』の当該記事に共通の原史料があつたとしても、『日本紀略』の記事に何らかの錯誤があることが明らかなら、『扶桑略記』の記事を基準に考えるべきであり、その『扶桑略記』も史料③とは別に渤海使入朝記事が存在するため、やはり史料③の「唐客」をすぐさま翌寛平七年の渤海使入京の誤りと判断することには躊躇を覚える。そもそも、鈴木氏は「唐客」に「公的性格を示す傾向がある」とし、「唐の商人を指す場合には『唐商』『唐人』というのが通例」として、史料③の「唐客」が「唐の商客であるとすることは可能性が少ない」と論じているが、実はこの認識こそが、字面の印象からくる思い込みに過ぎない。実際には、私人たる海商を「唐客」と表現する用法は、決して皆無ではないのである。以下に用例を示そう。

【史料⑤】

(イ)『入唐求法巡礼行記』大中元(八四七)年十一月十四日条
得_二太政官十月十三日符_一、有_下優_下給唐客金珍等_二事_上、

(ロ)『慈覚大師伝』承和十四(八四七)年条

其秋九月、得著_二太宰府_一、……大師以_二前所_レ学_レ法門目錄并復命表状_一、聞_二奏_レ国家_一、国家特降_二勅命_一、存_二問_レ旅懷_一、又唐客四十余人、賜_二衣粮_一、是賞_下將_二大師_一帰_二本朝_上也、

【史料⑥】『高野雜筆集』末所収唐人書簡^(イ)

(イ) (大中三年) 九月十一日義空宛て書簡

九月十一日 唐客徐公祐状上

(ロ) (大中三年) 十月十五日義空宛て書簡

……謹因_二廻信_一還_レ状代_二下情_一、不宣、唐客弟子徐公祐和南、
(ハ) (大中三年) 閏十一月二十四日義空宛て書簡

閏十一月二十四日 唐客徐公祐和南

【史料⑦】『唐房行履録』下「風藻錢言集」(ノは改行)

(イ) 大徳思_百三天台一次_レ韻 唐客李達

(ロ) 跪受_二大徳珠玉_一、不_レ揆_二卑劣_一、謹次_二来韻_一 唐客詹景全

(ハ) 大徳唐婦入_二朝_一／新天_一、臨_レ途日奉_レ献詩一首 大唐客管道衙前散將蔡輔謹奉

(ニ) 唐客詹上_二／大師_一書

管見の限り、以上の三種九例四名の用例を見出すことができる。これを通覧して気付くことは、史料⑥に明瞭なように、「唐客」が唐海商の自署に肩書きとして使用されていることである(宛先の義空も来日して東寺に滞在する唐僧であるから、唐人どうしの書信で使用されている)。

史料⑦も、これは天安二(八五八)年に大宰府鴻臚館滞在中の唐海商が円珍の上京に際して詩を唱和したものだが、史料⑦(ハ)などにかがえるように、海商自らが記したものである。つまり、「唐客」とは、第一義的には、海商自らが、唐から異郷の地に来て寄寓するその身を表現した自称なのである。そして、その自称をそのまま受けて、日本側もその海商を「唐客」と呼ぶ場合があったことは、史料⑤から知られる。ここでは太政官符において、円仁の帰国を手伝った海商を「唐客」と呼んでいる。

史料⑤⑥⑦にみえる海商は、公的な立場で日本に到った者ではなく、私人として貿易に従事する者たちであり、九世紀において、そうした海商を「唐客」と呼ぶことが決して珍しくなかったことがわかる。なお、唐海商の自称であるから、「唐」とは中国一般ではなく唐朝を指し、唐滅亡後にはこの表現は途絶えたであろう。九世紀の用例しか見出されないのは、そうした事情によるのである。

以上のことから、『扶桑略記』に渤海使上京記事とは別に記され、渤海使の日本到着時期としては時期はずれな史料③「唐客含_レ詔入朝」が、

海商の来朝記事である可能性は、十分にあると言わねばならない。

私見では、史料③と史料④(イ)には共通する原史料があり、『日本紀略』が「是月」と日付を明確にしないことから、一次史料ではなく、簡略な二次史料と推定される)、そこには「唐客」とあったとみる。『扶桑略記』の編者はその表現をそのまま借用し、『日本紀略』の編者は渤海使を「唐客」と表現することがあるという知識と、同年に実際に渤海使の来日があったという事実からこれを潤色して、具体的に「渤海使裴頌等」と書き改めたのであろう。すでに使用が途絶えた海商の自称としての「唐客」の用法を知らない平安後期の編者にとつては、「唐客」と言えば唐使か渤海使としてしか認識できなかったたのである。その結果、渤海使来朝記事は十二月廿九日条と重複することになってしまった。

以上のように理解しただけでは、なお、この「唐客」が王訥であるとということにはならないが、増村氏も注目しているように、「含_レ詔」の表現が、それを示唆しているのではないだろうか。

この「唐客」を渤海使とみる論者は、「詔」の解釈に苦慮している。この年の渤海使が一紀(十二年)一頁の原則を守った定期的なもので、その使節団が渤海国王の意志を承けて来日するの当然のことであつて、ことさら「詔」が注意を引く特別な事情があつた様子もないからである、山尾幸久・浜田久美子両氏は、この「詔」を渤海国王ではなく宇多天皇のものとして推測している³⁾。しかし、それもまた、今回特に意識されるような詔が宇多から出される理由は見当たらない。この史料がわざわざ「詔」に意識を向けている理由を充分に説明できないことも、史料③が寛平七年五月入京記事の年次の誤りとする説の弱点である。

一方、この「唐客」が王訥であるなら、史料①②から知られるように、彼は唐室のもとに日本の朝貢使を導こうという朱褒の意志を伝えているのであり、日本側では、実態がどうであれ、その背後に唐皇帝の存在を意識するはずである。また、王訥は正式な使者ではなく、唐側のそうし

た意向を知らせる中璫の上表文を日本に伝えただけで、具体的な唐の公文書などを携えてきたわけではなかった。日本から見ると、朝貢の対象となる唐の朝廷と、来日して朝貢を促す情報を伝えた海商王訥との間には、朱褒・中璫が介在しているのであり、「齎」「承」「伝」など直接的な表現ではなく「含」という曖昧な表現を採っていることが、そうした微妙なニュアンスによく合致すると思うのである。

4 遣唐使派遣計画立案の経緯

中璫の上表文をもたらした海商王訥の来日が寛平六年五月であるとする増村氏の説は、寛平の遣唐使派遣計画にまつわる難問を見事に解決しうる、まさに妙手であると考ええる。

来日を寛平五年三月とする限り、翌寛平六年八月二十一日の遣唐使任命まで、約一年半に渡って検討してきたはずの計画に対して、その審議に深く関与していたであろう菅原道真自らが、大使拜命早々に再審議を要請するという不可解な経過をたどることになり、それも一因となって、古来、様々な憶測が生まれてきた。

しかし、東野治之氏や石井正敏氏が指摘するように、この遣唐使派遣計画が、朱褒からの打診を契機として発起されたものであり¹²⁾、その朱褒の意向が日本に伝わったのが、増村氏の言うように、寛平六年五月であるなら、発案から任命まで三ヶ月にすぎず、史料①の寛平六年七月廿二日太政官牒ですでに「朝議已定、欲^レ發^二使者^一」と述べているから、決定までさらさらに短く、わずかに二ヶ月のうちに取り決められたというところになる。

遣唐使派遣の意志を示した七月の太政官牒（史料①）において、「頃年頻災、資具難^レ備、…弁整之間、或延^二年月^一」と述べているように、この時点では遣唐使派遣に関する準備・実行の具体的なスケジュールは何も決まっていない。とにかく派遣することだけが決定されたという状況

である。ここからも、長い時間の検討の末に決定された綿密な計画ではないことがうかがえ、短期間での派遣決定という想定と整合する。

また、九月の奏状（史料②）で道真が「以^二中璫録記之状^一、遍^二三公卿・博士^一、詳被^レ定^二其可否^一」と述べていることから、その派遣決定に至る審議は、広く公卿層に情報を開示して検討されたことではなかったことも、増村氏が早くに指摘する通りである¹³⁾。具体的には、現任公卿全員で構成される陣定に諮問する¹⁴⁾（「博士」には、その議定のための参考資料たる勘文の提出を命じる）ことなく、決裁権者である天皇とそのブレーンとで検討が進められたことを、この記述は示している。後述するように、その決定は、派遣に意欲的な宇多天皇が主導したと考えられ、そうした事情から、実現可能性や安全性などの検討が不十分なままに急転直下で決まり、慎重な議論の必要性を抱いた道真の再検討要請となつたのである。

すぐに再考を求めるくらいなら、決定段階で制止しなかったのはなぜか、という疑問もあろうが、それについては、遣唐使問題と同様に一度決まった政策の再検討を奏上した検税使派遣問題での道真の心理・行動を参照する森公章氏の指摘が参考になろう¹⁵⁾。

以上、本章は、増村宏氏の説を再確認したものにすぎないが、それが初めて提示されてから四〇年が経過しようとする今日、なお筆者はその説に新鮮さを感じるのである。むしろその間、一定の評価を受けつつも、必ずしも十分な評価ではなかったことが惜しまれる。

増村説のほほ唯一の誤りは、遣唐使の派遣中止を伝える『日本紀略』寛平六年九月卅日条の呪縛から逃れることができなかつたことである。

この記事に史料の価値がないことは、石井正敏氏が近年明らかにしたところであり、派遣決定後の経過もその理解を前提にして再考する必要があるが、それについては章をあらためて検討したい。

二 遣唐使派遣計画と宇多天皇

1 『日本紀略』遣唐使停止記事の否定と課題

石井正敏氏は、従来、遣唐使の停止を伝える史料として疑われなかった『日本紀略』寛平六（八九四）年九月卅日条「某日、停遣唐使」について、『日本紀略』の「某日」は「某日」の意味で使用されており、日付を特定できない記事を仮に関連箇所位置いたものであり、九月卅日という日付をそのまま受け止めることはできないことを明らかにしたうえで、さらに、この記事が九月条の末に置かれているのは、菅原道真の遣唐使派遣再考を求める奏状（史料②）の日付「九月十四日」に基づくものであり、「停遣唐使」という表現も、遣唐使任命記事を記録した『日本紀略』の編者が、奏状中の「停入唐之人」を参考に述作したものと推定して、この記事の史料的価値を根本的に否定した¹⁸⁾。

この説は全面的に首肯されるべきものであり、菅原道真の建議から間もなくの寛平六年九月末に遣唐使の派遣が中止されたという事実は、存在しなかったとしなければならぬ。

道真が公卿議定の審議を求めた建議は、退けられたのか、公卿への諮問はあったものの賛成が大勢を占めたのか、明らかではない。増村宏氏は、『類聚句題抄』に載せる寛平六年九月九日重陽宴で「天浄識賓鴻」の題で詠まれた遣唐副使紀長谷雄の詩「銀漢浪晴橋不断、紫微雲破陣初横、尋声得識多賓客、逐影相看幾弟兄」を解説して、「銀漢は天の川、紫微は星名である。……『陣』は禽鳥の群飛の姿で、……この詩では『陳』に通用しているであろう。……『陳』は大帝の坐・天子の常居に通ずる道のことである。『銀漢浪晴れて橋断えず、紫微雲破れて陣初めて横たわる』というのは、唐朝への通交を意味しているに相違ない。長谷雄は『賓鴻』に託して、渡唐の期待を述べたのである。……この詩によつて、長谷雄は渡唐して『多くの賓客・幾人かの同学の弟兄に相会

う』ことを期待していた」と述べている¹⁹⁾。廟堂内の遣唐使に寄せる思いは、不安ばかりではなかったのである。

もし公卿議定の議題となつていたら、派遣に賛成する立場からは、史料①にあるような「今稍安和」という唐国内の情勢把握に基づく樂觀的な見通しが、反対の立場からは、史料②の「停入唐之人」という中確の所見に基づく先行きに対する悲觀論が交錯したものと推測されるが、龍蕭氏が詳細に示したように、道真らは寛平六年八月二十一日の遣唐使任命以降、長くその職を帯び続け、道真は寛平九年六月十九日の権大納言昇進まで、紀長谷雄に至つては延喜二（九〇二）年正月二十六日の参議昇進まで、遣唐使の任にあつたことが知られるように²⁰⁾、結局、計画が撤回されることはなかった。

その後の展開について石井氏は、海外への関心が高かつた宇多天皇が唐の忠臣からの問いかけに直ちに反応して遣唐使の派遣を決定したものの、危険で意義の薄い計画に道真が再考を委ねるといふ形で幕引きを図り、本格的な議論がなされないまま唐が滅亡したと見通しを述べて、特に「朝廷の確固とした意志は伝わってこない。ともかく計画を立ててみた、といったように感じられる。それは日本側の内からの必要があつて立てられた計画ではないことによるものだろう。……朱褒の『不朝之問』に対応した受け身の計画だからであろう」として、日本側の消極性を読み取っている²¹⁾。

しかし、停止記事を否定したいまま、再考を促す建議にもかかわらず存続した計画に対する日本側の意志を消極的に理解することは、果たして妥当だろうか。計画の出発点が唐からの要請に基づくとしても、その要請を受け入れるかどうかは日本側の判断であり、派遣は主体的に取り決めたことである。史料①から派遣の決定という以上の意志を読み取れないのは、上述のように急転直下で方針のみが決まった段階だからであり、意欲の有無を示すものではない。計画の継続という事実のなかに、むしろ

る派遣への意欲を読み取るべきではないか。その主体的意志、ひいては遣唐使派遣の目的は、受動的な計画という観点からは棚上げされてしまふが、それでは真にこの問題を解明したことにはならないであろう。そして実は、私見では、道真の建議以後も計画の実現可能性が模索されていたことを示す史料は存在すると考える。加えて、その模索の行動のなかに、遣唐使派遣計画の目的も、垣間見ることができるのである。

2 宇多天皇による唐海商召見の意図

ここで注目したのは、次の史料⑧である。まずは関連する史料とともに掲げよう。

【史料⑧】『寛平御遺誠』

外蕃之人、必可召見者、在藤原中見之、不可直对耳、李環、朕已失之、新君慎之、

【史料⑨】『日本紀略』寛平八年三月四日条

唐人梨懷依召入京、

【史料⑩】『菅家後集』（五〇一）

題「竹床子」 通事李彦環所送、

彦環贈与竹繩床 甚好施来在草堂

応是商人留別去 自今遷客著相將

空心旧為遙踰海 落淚新如昔植湘

不費一錢得唐物 寄身偏愛惜風霜

史料⑧は、寛平九年七月三日に宇多天皇が醍醐天皇に譲位するに当たり、訓戒として授けた『寛平御遺誠』の一節であり、「外蕃之人」を召し

見る際には、直に対せず御簾越しにするよう誠めている。それは、自身が李環という人物に対して、そうした対応をしたことを悔いてのことのようである。

史料⑧に見える「李環」は、史料⑨の「梨懷」、史料⑩の「李彦環」と同一人物と考えられている。「梨」は崩し字が「李」とよく似ており、「環」と「懷」も字形が類似する。史料⑩から、「李彦環」は大宰府に補任された唐通事と知られるので、これが史料⑧の「李環」その人とみれば、大宰府から「召」により入京している点で史料⑨と共通するので、確かにそのように理解できる。史料⑩の「李彦環」が菅原道真に竹床子を贈ったのは、「草堂」「風霜」などとあるように、道真が大宰府に配流されて失意のうちにある時のことだが、唐に帰国する海商が別離に際して贈り物をしていることからすると、以前から知己の間柄の様子であり、失脚した道真に新たに接近する海商もいないだろうから、それ以前、李彦環が入京した際に面識を持ったと考えれば理解しやすい。

宇多天皇は一体、何のために海商を入京させて「直対」したのであるか。この事実はこれまで、宇多天皇の海外への関心の高さ、積極性を示す一挿話として紹介されるにとどまり、むしろその後の、天皇と異国人との面会それ自体をタブーとする意識につながる起点として、「直対」を誠めた事実の方に注目が集まっている。しかし、天皇が大宰府滞在中の海商を召して入京させるということがありふれたことなら特に問題とすることもないが、現実には他にはわずか一例しか確認できない極めて異例なことであって（たんに唐人が入京しただけなら他にも例があるが、ここでは天皇が召した事実について言っている）、特別な目的あつてのことと考えなければならぬ。

その目的は、これ以外唯一の事例である次の史料が示唆を与えてくれる。

【史料⑩】『続日本後紀』承和元（八三四）年三月丁卯（十六日）条
勅、在三大宰府一唐人張繼明、便令一肥後守從五位下粟田朝臣飽麻田
呂、相率入一京、

承和元年三月に張繼明という唐人を大宰府から入京させる勅が出されて
いるが、これに先立つ正月十九日に遣唐使の任命が行われていること
から目的は明らかであり、佐伯有清氏が「政府は遣唐使の派遣のために、
最近の唐の情報を彼から得ようとした」と述べる通り、遣唐使の準備の
ために他ならない⁽³⁶⁾。

ならば、遣唐使派遣計画が撤回されずに大使以下がその職を帯び続け
るなかで海商李環と会見した宇多天皇の「海外への関心」とは、同様に
遣唐使の派遣準備、実現可能性の模索であったと考えるべきであろう。
菅原道真が李彦環（李環）と面識を有したのも、遣唐大使の立場から宇
多とともに接見したためと考えれば、理解しやすい。

道真が遣唐使派遣の再検討を要請してから一年半が経過した寛平八年
三月に、遣唐使派遣の実行に向けた動きが確認できるのであつて、確か
に計画の中止は存在しなかった。そればかりか、宇多は承和の遣唐使の
例を踏襲し、自ら海商を接見して、その実現に積極的な姿勢を見せてい
たのである。この計画が、たんに受け身な姿勢で立案されたわけではな
いことが知られるであろう。

3 遣唐使派遣計画と承和の故事

承和の遣唐使に、宇多天皇による海商接見の先例があるという事実は、
寛平の遣唐使派遣計画の目的を考えるうえで大変示唆的であり、その計
画自体が、承和、すなわち仁明朝の遣唐使の先例を追おうとするもので
はなかつたかとさえ思われる。

宇多天皇が、しばしば承和（仁明朝）の先例を意識し、それに倣おう

としていたことについては、所功氏の詳しい考察がある⁽³⁶⁾。いま、それ
を示す事例をここに掲げる⁽³⁷⁾。

【史料⑪】『年中行事抄』正月十四日・男踏歌事

広相卿伝云、仁和五年、蒙^(八八九)勅造^(宇多天皇)撰踏歌記一卷、件記、仁寿以後
四代中絶不行、今年尋^(仁明天皇)承和旧風^(九一)始行之、

【史料⑫】『小野宮年中行事』三月十二日・賭射（裏書）

寛平元年三月乙卯御記云、……同年四月庚辰……昔深草聖帝、内
宴之日、起舞又歌、吹笛、今日朕起舞者、蓋其比也云々、
^(仁明天皇)

【史料⑬】『扶桑略記』昌泰四（九〇二）年七月十日条

宇佐御幣使清貫奏^(藤原)復命^(藤原)、又云、候^(五)帥菅原朝臣気色及府使等、
……但帥見^(清和天皇)気色、殊示^(宇多天皇)窮体、前日言意、既似^(宇多天皇)理伏、其詞云、
無^(仁明天皇)所^(仁明天皇)自謀、但不^(仁明天皇)能^(仁明天皇)免^(仁明天皇)善朝臣誘引、又仁和寺御言、数有^(仁明天皇)奉^(仁明天皇)
承和故事^(仁明天皇)一耳、

【史料⑭】

(1)『扶桑略記』寛平元年八月十日条

大臣^(藤原基経)参内、談説之次云、陽成院之人充^(藤原)満世間、動致^(藤原)陵轢、天
下愁苦、諸人嗽々、若有^(藤原)濫行之徒、只号^(藤原)彼院人、悪君之極、
今而見^(清和天皇)之、云々、又相撲事、從^(柏原)柏原天皇御代^(至)今代々天皇皆
尽好^(清和天皇)之、貞観以後寂然無^(宇多天皇)音、今聖主不^(宇多天皇)捨^(宇多天皇)之、亦不^(宇多天皇)樂^(宇多天皇)乎、朕本
自筋力微弱而無^(可)敵者、今乱国之主而、莫^(不)日致^(愚慮)、每^(念)三万機、寝膳不^(安)、爾来玉茎不^(発)、只如^(老人)、依^(精神)精神疲極
、当^(有)此^(事)也、左丞相答云、有^(露蜂)露蜂^(者)、命^(宗繼)宗繼^(調進)、其
後依^(彼詞)服^(之)、其驗真可^(言)也、

(ロ) 『北山抄』巻九・羽林抄・相撲召合（永本・京丹裏書）

寛平御記云、同四年八月壬申朔、御三南殿一、…（相撲召合）…此度、左近勝者多、不レ可有其情一、朕唯任理断判、承和^{（仁明天皇）}大臣良房朝臣伺^{（仁明天皇）}得天氣一、論^{（仁明天皇）}定勝負一、諺曰、左方為三帝王方一、貞觀以前尤有^{（仁明天皇）}此事一、元慶以来只任^{（仁明天皇）}三正理一、

史料⑫は、文徳朝以後中絶していた踏歌を「承和（仁明朝）の旧風」に基づいて復活させるために宇多天皇が踏歌記一卷の造撰を命じたというものである。また、史料⑬は、賭射負態において宇多天皇が座を立つて舞ったのは、仁明天皇がかつて内宴で舞い歌い笛を奏でたことに倣ったものだという。史料⑭では、謀反の嫌疑をかけられて配流となった道真が弁明するところでは、源善に誘われるままに出家した宇多法皇のサロンに出入りしていたが、宇多法皇からはしばしば「承和（仁明朝）の故事」について言われることがあったのみで、謀議を図っていたわけではない、と言っている。いま知られる事例は少ないが、「数」とあるように、宇多が仁明朝の先例に強い関心を持ち、それを規範としていたことが知られる。

なお、この「承和の故事」が承和の変を指すという説に対して所功氏は、醍醐天皇御記逸文に散見される「承和故事」「承和例」などの事例を列挙して、それらが特に宮廷儀式の故実典礼などの承和時代の先例を指すことを指摘して、政変と関連づけた解釈を否定した。これは妥当な解釈だが、この所氏の指摘のなかで本稿にとって重要なことは、宇多のみならず、醍醐天皇も仁明朝を特に意識していたという事実である。

そして、宇多・醍醐ばかりでなく、光孝天皇も「承和之旧風」に範を求めたことは、木村茂光氏が詳細に論じている²³。そこで指摘された、光孝が「承和の旧風」に倣って儀式の復活と整備を図ったとみられる事例は多岐に渡っており、「文徳以後とくに清和・陽成朝に混乱した政務と

儀式の復活と整備を目指したもの」（註二七論文四六頁）、「光孝の『承和の旧風へ戻る』『承和の旧風を模範とする』という政治姿勢がさうとう強固なものであったことを示」すと指摘される（同四二頁）。宇多・醍醐の承和時代（仁明朝）を規範とする姿勢も、光孝天皇のそれを受け継ぐものなのである。

史料⑮（イ）は、桓武以来代々の天皇が好んで隆盛した相撲が、清和朝以降は寂しい状態となったが、宇多天皇は再び力を入れ、臣下も楽しんでる（「不レ楽乎」は反語）と讃える藤原基経に対して、宇多天皇は、代々の天皇に及ばない無力な自分が、陽成上皇の権威を笠に着た人々の横行などで乱れた世情において政治を執る精神疲労から不能となったと嘆いたところ、源融が精力剤として露蜂（乾燥した蜜蜂の巣）の服用を勧め、顕著な効果があったという下世話な廷臣たちの雑談を記す日記を素材としたものである。これだけだと、相撲の盛行と宇多の政治に対するストレスとの関係が不明だが、史料⑮（ロ）とあわせてみると明確になる²⁴。そちらでは、宇多が相撲の勝負判定に操作の手を加えず「正理」に基づいて行ったにもかかわらず「帝王方」たる左方が勝利したことを述べ、自身の「帝王」としての資質を誇示している。つまり、清和朝以後に「寂然無音」となったという相撲に宇多が力を入れたのは、困難な時代に即位して、清和・陽成朝以来の世の乱れに立ち向かう自身の天皇としての資質を、相撲の勝敗に託して確証しようとしたことであり、そこで帝王方が勝利するということは、清和・陽成両朝の政治に「理」がないことを示す、という政治的意味をも含んでいたのである。

なお、史料⑮（ロ）は、「貞観以前」と「元慶以来」とに区別しているから、清和朝と陽成朝との間に線が引かれ、宇多による陽成朝の否定という本稿の主張と乖離するかのようである。しかし、「承和大臣良房」ともあるように、これは天皇ではなくむしろ藤原良房と藤原基経との対比で述べているとみるべきものであり、史料⑮（イ）でその基経自身が「貞観以

後」と「今聖主」を対比しているように、基本的に趣旨は変わらないものと考ええる。

光孝・宇多・醍醐三代（特に宇多）が仁明朝を強く意識し、それに倣おうとした背景には、その皇統の置かれた特殊な事情がある。河内祥輔氏によれば²⁰、陽成天皇が殺人事件を引き起こして突然の退位に追い込まれると、新たに文徳―清和―陽成の皇統から外れた光孝天皇が即位したが、その直後に全ての男女女子に賜姓して皇位継承権を放棄させていることから、光孝は本来、一代限りの傍系の天皇であった。しかし、光孝に続く皇位継承者が決まらないままに時日を過ぎると、光孝も自らの子への継承を望むようになり、結局、光孝の臨終間際に第七子の源定省が臣姓を削って即位した。いまだ陽成上皇やその子息が健在ななか、傍系の光孝は自身の天皇としての権威を補完する必要がある、また本来皇位継承の予定のなかった宇多も、その皇統の権威を高めて傍系から直系へと脱却していかなければならなかった。そのためには、文徳系皇統の治世を否定し、光孝の父たる仁明天皇にまで遡って、その権威を称揚し受け継ぐ必要があったのである。「承和旧風」「承和故事」に立ち返った政治の刷新は、そうした政治基盤の確立を目指してのことであった。そして、その事例の一つに、寛平の遣唐使派遣計画を加えることができる、と考えるのである。したがって、その派遣決定を主導した中心人物は、宇多天皇を置いて他には考えられない。

宇多天皇が、「承和の例」に倣って遣唐使の派遣を計画した、という見解は、すでに保立道久氏が木村茂光氏の議論を踏まえて提起していた²¹。しかし、保立氏は、重祚した称徳と中継ぎの元明を除く八世紀の歴代天皇がその専権の発動として一代に一度、遣唐使を派遣したと論じた山尾幸久氏の説²²を拡大解釈して、遣唐使全般を「代替わり事業」と一般化して捉えらるとともに、派遣の有無の要因を皇位継承の政治過程のなかに探るといふ方向へと進んでしまった。ここでは、派遣した天皇には、承

和の変などの政変につながるような軋轢を内在した皇位継承関係であっても皇位を安定させる要素を見出し、派遣のなかった天皇には「在原業平と高子とのスキヤンダル」（註二四著書二〇一頁）まで持ち出して派遣できない要因を説くという、およそ客観性を欠く議論に陥り、せつかくの指摘も説得力を失った。そのように全ての遣唐使を一律に扱おうとするのではなく、宇多朝独自の課題として把握するべきであった。

4 遣唐使派遣計画と醍醐天皇への讓位

『寛平御遺戒』には、「東宮初立之後、未_レ經_二二年_一、朕有_二讓位之意_一、朕以_三此意_一、密々語_二菅原朝臣_一、而菅原朝臣申云、如_レ是大事自有_二三天時_一、不_レ可_レ忽、不_レ可_レ早云々」とある。敦仁親王（醍醐天皇）立太子は寛平五年四月二日、それから約一年半後の寛平六年七月廿二日付の太政官符（史料①）に遣唐使派遣決定のことがみえるから、「未_レ經_二二年_一」とは、遣唐使派遣計画が立案された前後の近い時期に当たり、その頃、宇多は讓位も考えていたようである。ただし、それは道真が時期尚早と説得して思い止まらせている。

その後も位に留まった宇多は、寛平八年三月に海商李環を入京させて接見するなど、遣唐使派遣の模索を続けるが、実現には至らなかった。そうしたなか、皇太子敦仁親王が元服可能な年齢に達すると、寛平九年に讓位して、醍醐天皇が即位したのである。

保立道久氏は、遣唐使を派遣した天皇は、自ら大使に授けた節刀を回収し唐皇帝からの信書を受け取らねばならないから派遣中は讓位できないという想定に基づき、『日本紀略』の派遣停止記事に依拠して、遣唐使の中止と讓位の発意が時期的に重なることに着目して、宇多の讓位の意志こそが、計画中止の原因と論じた²³。しかし、それならば、『日本紀略』の派遣停止記事のもとになった道真の派遣再審議の要請は遣唐使任命の直後であるから、時期的には派遣の決定とも重なることになる。ま

して派遣中止の事実が存在しないとなれば、むしろ派遣計画そのものと讓位との関係が問われねばならない。

宇多から醍醐への讓位について、河内祥輔氏は次のように述べる³²。宇多は、前代の直系皇統（いまだ健在な陽成とその子息）に対抗して自己の皇統を成立させるべく醍醐への讓位を急ぎ、讓位後は摂政を置かずに貴族の集団補佐体制（時平・道真の二頭体制）を敷くとともに、自らも内裏に残り、天皇の教導役を担った。これは、父子一体の觀念を強調して醍醐を身代わりとする宇多の治世の繼續であり、讓位は宇多の完全な引退ではなく、宇多の主導のもとでの皇統確立運動であった、と。

その意味では、遣唐使の派遣主体が宇多であるか、醍醐であるかは、必ずしも問題ではない。宇多にとつて、仁明朝に倣つて派遣される遣唐使は、自らの皇統を支える人的・物的・知識的・文化的な基盤を作ろうとする試みであり、それによつて仁明—光孝—宇多—醍醐の皇統を確立させることができれば、それでよいのである。

醍醐天皇への讓位後も宇多が遣唐使派遣の構想を放棄していなかったことは、史料⑧の『寛平御遺戒』の記事から推察される。宇多が讓位に当たつて醍醐に対して「外蕃之人」との「直対」を誡めたことは、上述のように後世には異国人との面会そのものを否定するものと捉えられるようになるが、本来の趣旨はそうではなく、召し見る必要がある場合には直に對せずにも簾中で見よ、と言つていたのであり、召し見ることを自体を否定してはいない。というより、このような訓戒を受けること自体、宇多は醍醐が自分と同様に海商と会見することを予期していたというべきである。それはつまり、醍醐天皇の手によつて遣唐使計画が遂行されることを期待していたことを物語っている。

しかし、その後も計画は具体化しないままに時間だけが経過した。計画が前に進まなかつた理由は、従来色々と考えられているが、史料を素直に読む限り、それは、「頃年頻災、資具難備」（史料①）、「大唐彫

弊」（史料②）とあるように、遣唐使事業を万全な態勢で遂行できるだけの内外情勢の条件が整わなかつたことによるものであろう。そうする間に当初任命した人員は昇進を重ねて使節には不適當となる者が現れ、順次、その任を解かれていった。宇多と醍醐との間に懸隔も生じ³³、計画そのものの実施基盤が失われていき、延喜七（九〇七）年には唐が滅亡して、実現可能性は永遠になくなってしまつたのである。

おわりに

寛平の遣唐使派遣計画は、唐の温州刺史朱褒が日本に対して朝貢使の派遣を望んでいるという情報が寛平六（八九四）年五月にもたらされたことでスタートした。

子期せず傍系天皇の光孝の跡を継いで皇位につき、文徳—清和—陽成に代わる新たな皇統としての權威を確立すべく、仁明朝を規範とした政治の刷新を期していた宇多は、朝貢要請の情報に接して直ちに承和の遣唐使に倣つた派遣を決定して、自らの皇統の基盤強化を目指した。

宇多は、仁明に倣つて大宰府滞在中の唐海商を召し、自ら接見して実現可能性を探るなど、遣唐使派遣に意欲を燃やした。しかし、内外情勢が整わないなかで、派遣計画を実行に移すことができず、政治状況の変化や唐の滅亡によつて、ついに派遣が実施されることはなかつた。

以上が、本稿で検討した寛平の遣唐使派遣計画の概要である。

従来、結局は派遣されることのなかつた寛平の遣唐使は、なぜ派遣されなかつたか、というところに焦点が当たり、その阻害要因や意義の希薄さなどが種々議論されてきた。派遣中止が否定された今日においてさえ、その否定論を提起した石井正敏氏自身が、「現実には考えらるゝとあまりにも危険であり、政治的・文化的にもはや何らの意義も認められない事業である」³⁴と述べ、東野治之氏も、「大きな変化（唐を中心とした国際秩

序の変化、唐商人の海上活動の展開とそれに便乗した日本人の中国渡航による文物の輸入——引用者）が、東アジアで生じており、遣唐使の意義は低下していた³⁷⁾と述べている。言うまでもなく、九世紀の遣唐使は計画を含めても延暦・承和・寛平の三度しかなく、大状況としての意義の低下という指摘は全く正しい。

ただし、寛平の遣唐使派遣計画という個別事例について言えば、まがりなりにも計画を立て、実施に意欲を示した当事者たちにとつて、意義がなかったとはいひ難い。海商を通じて人・物の行き来が生まれているとは言え、海商の取捨選択に依存した文物の輸入では必ずしも希望の品が手に入るとは限らず、平安中期の公卿・源俊賢は入宋僧寂照に宛てた書状で「唐曆以后史籍及他内外経書、未_レ来_二本国_一者、因_レ寄_二便風_一為_レ望、商人重_レ利、惟_レ載_二輕貨_一而來、上国_一之風絶而無_レ開、学者之恨在_二此一事_一」と不満を漏らしている³⁸⁾。日本人の渡航の絶対数も必ずしも多いとは言えず、一方で中国文化に対する憧憬は依然として高かったから³⁹⁾、僧侶などが中国に渡航するに際しては、貴族・官人の多くがこれに結縁・後援して、海外との接触を図った⁴⁰⁾。まとまった形で人員を中国に派遣して、組織的に中国文化の摂取・吸収を図る遣唐使の派遣が、全く無意味であったわけではないのである。先に述べた遣唐副使紀長谷雄の期待に満ちた漢詩などが、それを示している。意義の希薄さを言ひ募るよりもむしろ、派遣しようとする意欲の側面にこそ、目を向けるべきであろう。

註

- (1) 他に、『公卿補任』寛平七年条・参議源昇条、『古今和歌集』巻十 八・雑歌下・藤原忠房和歌(九九三)。
- (2) 増村宏 a「遣唐使の停止について」、『鹿大史学』二一、一九七三年)、同 b「遣唐使の停廃について」、『遣唐使の研究』同朋舎出版、

一九八八年)。

(3) 石井正敏「寛平六年の遣唐使計画について」(中央大学人文科学研究所編『情報_一の歴史学』中央大学出版部、二〇一一年)。

(4) 山尾幸久「遣唐使——律令国家におけるその意義と性質——」(井上光貞・西嶋定生・甘粕健・武田幸男編『東アジア世界における日本古代史講座 第六巻 日本律令国家と東アジア』学生社、一九八二年)二三五頁。なお、鈴木靖民氏は中瓊録記到来日説をとっているが、その説明において「かれが王訥らに『附し』たと『附』を述語に読むほかに」と述べている(「遣唐使の停止に関する基礎的研究」、『古代対外関係史の研究』吉川弘文館、一九八五年、初出は一九七五年)二六五頁)。これは録記作成日とみなす増村説を批判した記述だが、「到」に懸からないなら到来日とみることはなおさらできない。海商が書状を受け取ってから同月内に即座に來日するとは限らないからである。「中瓊が海商に附した」とは、「書いて附した」の意味であり、山尾氏のように解釈するのが正しい。

(5) 鈴木前掲註四論文二六五〜二六七頁。なお、鈴木氏は同論文二七二〜二七四頁で、朱褒の「温州刺史」在任期間を詳しく検討して、中和二年(日本の元慶六年、八八二年)から光啓元年(仁和元年、八八五年)までの間に任じられ、大順元年(寛平二年、八九〇)に兄の朱誕にその地位を譲っており、再任するのは天復元年(延喜元年、九〇一年)であることから、史料①の「温州刺史」を厳密にとつて、「温州刺史朱褒」の意向を伝えた中瓊の録記作成をその期間とみている。しかし、本文で述べるように、史料②から中瓊録記の作成時期は寛平五年三月とみるべきであり、「温州刺史」を厳密にとるべきではない。増村氏が指摘するように(前掲註二 a 論文一四〜一五頁)、朱褒は正式に刺史の地位になくとも実質的な権力を保持していたことにより、そのように呼ばれたものと理解するのが妥当である。

- (6) 新妻利久『渤海国史及び日本との国交史の研究』（学術書出版会、一九六九年）四〇三〜四一九頁。
- (7) 増村前掲註二b論文五三三〜五三四頁。
- (8) 田島公「日本律令国家の『賓礼』—外交儀礼より見た天皇と太政官—」（『史林』六八—三、一九八五年）五五〜五九頁。なお、新妻説にあるように渤海使来航時期は賓礼実施期日の改訂に先立って変化が見られるが、これは元日朝賀への参加を原則としてきた日本の賓礼が、渤海側の意向を受けて変更されたという想定を導く事実である。ここから渤海使が賓礼実施時期より大幅に早く来日する可能性はないと断言できる。
- (9) 山尾前掲註四論文二四九頁。
- (10) 石井正敏「いわゆる遣唐使の停止について—『日本紀略』停止記事の検討—」（中央大学文学部『紀要』史学科三五、一九九〇年）一四頁。なお、石井氏は同箇所で、『菅家御伝記』に「同七年五月十五日、勅止遣唐使進」とある記事がこの『扶桑略記』と同じ原史料に基づく誤謬と推定されることも指摘している。
- (11) 鈴木前掲註四論文二六六頁。
- (12) 当該文書の翻刻は、高木神元「唐僧義空の来朝をめぐる諸問題」、『空海思想の書誌的研究』法蔵館、一九九〇年、初出は一九八一年。年次比定は、山崎覚士「九世紀における東アジア海域と海商—徐公直と徐公祐—」（『中国五代国家論』思文閣出版、二〇一〇年、初出は二〇〇七年）。
- (13) 山尾前掲註四論文二四九頁、浜田久美子「日渤海外交の終焉と外交儀礼」（『日本古代の外交儀礼と渤海』同成社、二〇一一年）二〇〇頁。
- (14) 東野治之『遣唐使』（岩波書店、二〇〇七年）五四頁、石井前掲註三論文一一九頁。なお、増村氏は当初、これらの説や私見とはやや異なり、遣唐使派遣計画自体は王訥来日以前からあり、中瓊が録記で「停入唐之人」と述べているのも、そうした情報を得ていたからかもしれないと述べていた（前掲註二a論文一七頁）。その後、前掲註二b論文の註において、この説明には不明確なところがあるとして自説の見直しを予告し、「後の論説において説明する」とされている（五七三頁）。
- (15) 増村前掲註二a論文一七頁、b論文五六〇頁。
- (16) 陣定の形態・性格については、曾我良成「王朝国家の政治機構—雄山閣出版編『古代史研究の最前線 第二巻 政治・経済編「下」』雄山閣出版、一九八六年）、同「太政官政務の処理手続—序申文、南所申文、陣申文—」（『王朝国家政務の研究』吉川弘文館、二〇一二年、初出は一九八七年）四二〜四五頁、今正秀「王朝国家中央機構の構造と特質—太政官と蔵人所—」（『ヒストリア』一四五、一九九四年）一五二〜一五六頁参照。あくまで天皇の諮問機関であり、政策決定機関ではなく、また国政案件の正式決定が必ずその審議を経るというものでもないことには、注意しなくてはならない。
- (17) 森公章「菅原道真と寛平度の遣唐使計画」（『遣唐使と古代日本の対外政策』吉川弘文館、二〇〇八年、初出は二〇〇六年）一五六〜一五八頁。
- (18) 石井前掲註一〇論文。
- (19) 増村前掲註二b論文五四四〜五四七頁。
- (20) 龍齋「寛平の遣唐使」（『平安時代』春秋社、一九六二年）五〇〜五四頁。
- (21) 石井前掲註三論文一一九〜二二〇、一二三〜一二四頁。
- (22) 田島公「日本、中国・朝鮮対外交流史年表—大宝元年〜文治元年—」（『檀原考古学研究所附属博物館編『貿易陶磁—奈良・平安の中国陶磁—』由良大和古代文化研究協会、一九九三年）七〇頁、対外関係史総合年表編集委員会編『対外関係史総合年表』（吉川弘文館、一九九

年) 九八〇九九頁。

(23) 石井前掲註三論文一二三頁、坂上康俊『日本の歴史05律令国家の転換と「日本」』(講談社、二〇〇一年) 一三二頁。

(24) 保立道久『黄金国家』(青木書店、二〇〇四年) 二二二〜二三三頁。

(25) 佐伯有清『最後の遣唐使』(講談社学術文庫、二〇〇七年、初出は一九七八年) 三九頁。

(26) 所功「菅原道真の配流」(太宰府天満宮文化研究所編『菅原道真と太宰府天満宮』上巻、一九七五年) 七四〜八二頁。

(27) 事例については、所功氏のあげるもののほか、木村茂光「光孝朝の成立と承和の変」(十世紀研究会編『中世成立期の政治文化』東京堂出版、一九九九年) 四三〜四四頁、山本佳奈「相撲儀礼の転換―相撲『節会』から相撲『召合』へ―」(『九州史学』一五六号、二〇一〇年) が指摘するものも加えた。

(28) 木村前掲註二七論文四一〜五〇頁。木村氏が指摘する事例は以下の通り。(i)清涼殿の桜の植樹、(ii)即位した光孝の内裏仁寿殿への遷御に際しての掃除、(iii)御体御卜の復活、(iv)梅宮祭の復活、(v)諸国詮擬郡司擬文の復活、(vi)積奠三牲の整備、(vii)山陵祭祀の改変、(viii)賀茂祭の諸衛警固、(ix)宮人五節舞、(x)御斎焼燈、(xi)灌仏、(xii)荷前。なお、事例(vii)以下は「如旧儀」とあるのみで、必ずしも光孝朝における儀礼の復活・整備を示すとは限らず、特に賀茂祭の諸衛警固については、『日本三代実録』元慶六(八八二)年四月二十四日条に「諸衛警固、以三明日賀茂祭也、雖三祭事、猶有警陣、例也」とあるように、公祭の賀茂祭と並行して行われる山城国祭で五穀豊穰・皇城鎮護の神であると同時に崇り神でもある賀茂神を地上に迎え入れる期間、その崇りから天皇を守る内裏警固は、公祭の有無に関わらず陽成朝にも行われているので(横田美緒「賀茂祭の成立と律令国家」『史学研究』二七八、二〇一三年) 六二〜六五頁)、光孝朝

に復活したという事実はない。

(29) 以下の史料⑮-⑰(i)(ii)についての理解は、山本前掲註二七論文に依拠しているところが多い。

(30) 河内祥輔『古代政治史における天皇制の論理』(吉川弘文館、一九八六年) 二二三〜三〇四頁。

(31) 保立前掲註二四著書二〇二頁。

(32) 山尾註四論文。なお、山尾説は一代に一度のペースで遣唐使派遣という天皇の専権が発動されたという事実を述べているだけで、保立氏が紹介するような「代替わり事業」という意義付けをした説ではない。

(33) 保立前掲註二四著書二二九頁。

(34) 河内前掲註三〇著書二六一〜三〇四頁。

(35) 『政事要略』卷二二・年中行事・八月・北野天神会・昌泰四(九〇二)年正月廿五日菅原道真大宰権帥左遷宣命。

(36) 石井前掲註三論文一二四頁。引用した記述は石井氏が想定する菅原道真の意見についての記述だが、それはとりもなおさず石井氏の遣唐使問題に対する認識を反映したものである。

(37) 東野前掲註一四著書四九〜五六頁。

(38) 『善隣国宝記』上・寛弘三(一〇〇六)年条。

(39) 榎本淳一「文化受容における朝貢と貿易」(『唐王朝と古代日本』吉川弘文館、二〇〇八年、初出は一九九二年)。

(40) 拙稿「日本古代の対外交易および渡海制について」(『東アジア世界史研究センター年報』三、二〇〇九年) 八六〜八七頁。